

公営住宅法施行規則

発令 　　：昭和26年7月21日建設省令第19号

最終改正：平成27年12月28日号外国土交通省令第88号

改正内容：平成27年12月28日号外国土交通省令第88号[平成28年1月1日]

○公営住宅法施行規則

〔昭和二十六年七月二十一日建設省令第十九号〕

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第六条第一項〔昭和四一年六月法律一〇〇号により委任規定削除〕及び第九条第一項〔平成八年五月法律五五号により削除〕の規定に基き、及び同法を実施するため、並びに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第七条〔平成八年八月政令二四八号により委任規定削除〕の規定に基き、公営住宅法施行規則を次のように定める。

公営住宅法施行規則

（収入申告の方法）

第八条 法第十六条第一項に規定する入居者からの収入の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

一 当該入居者に係る収入

二 当該入居者又は同居者が法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合に該当する場合には、その旨

2 入居者は、当該入居者及び同居者の公営住宅法施行令（以下「令」という。）第一条第三号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。ただし、事業主体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項の規定に基づく条例の規定によりこれらの書類（前項の規定により提出する書面を除く。）と同一の内容を含む特定個人情報（同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）を利用することができる場合は、当該内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示することを要しない。

一 令第一条第三号イからホまでに規定する額を控除する場合 当該控除の対象者に該当する旨を証する書類

二 前項第二号に該当する場合 当該入居者又は同居者が法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合に該当する旨を証する書類